

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)

平成 24 年 5 月
総 務 省

1 制度の概要

総務省は、指定電気通信設備の範囲や NTT グループに係る累次の公正競争要件（活用業務制度に係るものを含む。）の有効性について定期的に検証するため、平成 19 年 4 月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という。）を策定・公表した。

また、平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（以下「NGN答申」という。）を踏まえ、平成 20 年 7 月、運用ガイドラインを改定し、本制度に基づく検証対象にアンバンドル機能の対象の妥当性を追加した。

2 今回の検証プロセス

上記 1 を受け、平成 23 年 7 月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を行ったところ、9 者から意見が提出された。同年 8 月、当該意見募集の結果を公表するとともに再意見の募集を行ったところ、10 者から意見が提出された（同年 9 月、再意見募集の結果を公表）。

これらを踏まえ、寄せられた意見（57 項目に整理）に対する総務省の考え方を別添 1 のとおり取りまとめ、これを基に今回の検証結果案を公表、意見募集を行ったところ、8 者からの意見が提出された。

これらを踏まえ、以下のとおり、競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011 年度）を取りまとめた。なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは別添 1 の意見番号に対応するものである。また、検証結果案に対して寄せられた意見（43 項目に整理）に対する総務省の考え方は、別添 2 のとおりである。

3 検証結果

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)及び平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)を踏まえるとともに、当該検証に際して有機的な連携を図ることとしている「電気通信事業分野における競争状況の評価」の議論も参考にし、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

ア 指定要件に関する検証

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべき、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべき等の指摘(意見4、5)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

マンション向け屋内配線について第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)の対象とし、転用ルールについて整備すべきとの指摘(意見13)について

ブロードバンド答申で示されたとおり、マンション向け光屋内配線の3種類の設置形態のうち光ファイバを用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合は約17%(NTT 東日本)、約16%(NTT 西日本)

(いずれも平成 23 年3月末時点)に留まっており、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)の FTTH シェアとマンション向け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえ、光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(ア) NGN の帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきとの指摘(意見18)について

ブロードバンド答申で示されたとおり、NGN の NNI におけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド普及促進に向けて様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP 網同士の直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当である。

また、NGN の SNI におけるプラットフォーム機能については、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGN における機能に係るアンバンドルの考え方を踏まえつつ、一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。

(イ) NGN における公正競争環境を確保するため、GC 接続類似機能、ラインシェアリング、分岐単位接続等を行うべきとの指摘(意見18)について

加入光ファイバの分岐単位接続料設定の適否については、ブロードバンドの普及促進の観点から検討を行い、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との本年3月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、同日の平成 24 年度一芯単位接続料に係る乖離額補正認可の際にこれらを条件として付したところである。

(ウ) 地中化エリアにおける光ファイバの部分的な開放についてのルールを整備すべきとの指摘(意見19)について

光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追

加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものである。

ブロードバンド答申で示されたとおり、メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、協議が十分に進んでいない状況にあることから、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である。

(エ) コロケーション及び中継ダークファイバの利用ルールについて改善すべきとの指摘(意見21)について

ブロードバンド答申で示されたとおり、コロケーションスペースに空きがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置できない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。

同答申においては、「まずは、総務省において、NTT 局舎のうちどの程度が長期間 D ランクのままとなっているか、どういった地域で D ランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当」とされていることから、当該調査を行った上で、現在の対応について見直すべき点があるか検討することとする。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

ア 指定要件に関する検証

(ア) 第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)規制の対象について、全ての携帯電話事業者を対象とすべき、上位3社のモバイル事業者を対象とすべき、市場シェア 40%~50%の事業者を対象とすべきとの指摘(意見26、27、28)について

二種指定設備制度の対象については、ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当」との結論が示されたことを踏まえ、二種指定設備制度の対象の拡大に向けて、平成 24 年2月に、情報通信行政・郵政行政審議会に電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第46号)の一部改正を諮問したところであり、同審議会における検討を注視することが適当である。

- (イ) 二種指定設備制度は市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築すべき。また、第二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)の指定に当たっては、閾値 25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要との指摘(意見29)について

二種指定設備制度を市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制にすべきとの意見については、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であって、市場支配力に着目した制度とは規制根拠及び目的が異なる。

なお、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を予防する観点から禁止行為規制が課されており、当該規制を適用する事業者を指定するにあたっては、収益シェア以外の要素も総合的に勘案されている。

- (3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

- (ア) 接続関連情報の目的外利用を防止する措置を実質的に担保できる体制構築が必要であり、総務省による厳格な検討を行うべきとの指摘(意見32)について

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 58 号)(以下「改正法」という。)においては、接続関連情報の取扱い及び接続約款等の規定による手続等を実施する設備部

門を設置するとともに、接続関連情報の適正な取扱いや手続等の同等性を担保する観点から、設備部門から独立した監視部門を設置することを規定している。

また、監視部門による監視の結果及びその結果を受けて一種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)が講じた措置等は毎年総務省に報告され、当該報告について虚偽の報告をした場合には電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の規定により罰則が課される。さらに、総務省は当該報告内容を基本的には公表するとともに当該報告について厳格な検証を行う考えであることから、これらの措置により、監視の適正性、実効性は基本的に確保され则认为される。

- (イ) NTT 東西の 116 窓口において、接続の業務に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われている可能性があることからファイアウォール措置の徹底を実質的に担保する体制を構築すべきとの指摘(意見34)について

116 窓口におけるNTT 東西の営業行為について、総務省は、NTT 東西が社内において、「116 窓口」への加入電話又はINS ネット 64 の移転申込みを行う加入者に対し、問合せ・要望がないにも関わらず当該者へフレッツ光サービスの勧奨を行うことを厳格に禁止し、具体的な周知・徹底の措置として、公正競争遵守のための社内マニュアルに「116 窓口」におけるフレッツ光サービス勧奨禁止を記載の上、自社及び県域等子会社等の従業員を対象に研修及びe-ラーニングを実施していることを実際に確認している。また、NTT 東西は、同社に対する業務改善命令(平成 22 年2月)等を受け、「116 窓口」における接続の業務に関して知り得た他事業者の利用者に関する情報等の閲覧を不可とするシステム変更を実施しており、当該実施状況について、これまで報告を受けてきたところである。

これらにより、NTT 東西は、「116 窓口」における接続業務に関して知り得た情報等を用いた営業活動の発生を防止するための一定の措置が講じられていると認められる。

他方、これらの措置が徹底されず「116 窓口」において他事業者情報の目的外利用が行われた場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第1号に抵触する又は潜脱することとなるおそれがあるため、総務省としては、NTT 東西に対し、上述の措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。

- (ウ) NTT 東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、全業務委託先子会社等を監督対

象に含める、もしくは禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘(意見35)について

市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規制である中で、当該規制を私企業に対して適用することには抑制的であることが求められることから、改正法では監督規制の対象を NTT 東西と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社等に限定しているものである。

委託先の子会社等は必ずしも電気通信事業者ではなく、そのような者に対して、市場支配的な電気通信事業者と同様の規制を直接に課すことは、制度のバランスを著しく欠くこととなり適切ではない。また、市場支配的な電気通信事業者がグループ一体となって禁止行為の潜脱を行うことを防止するという禁止行為規制の目的から鑑みると、その手段としては、業務委託先を規律するより、当該市場支配的な電気通信事業者に対し、業務の委託に際して子会社等による反競争的行為を防止する措置を講じさせる方が適切かつ効果的であると考えられる。

改正法では、一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督に係る報告を求めており、総務省は、当該報告について厳格に検証を行うこととする。

(エ) ドコモショップ又は家電量販店等を通じた NTT グループ商品の一体的な販売活動は禁止行為規制を潜脱する行為であることから、委託会社・販売代理店においても NTT グループ各社に課せられている規制が遵守されるべきとの指摘(意見36、37)について

御指摘の事案については、NTT 東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コミュニケーションズ」という。)は家電量販店を通じた営業活動を NTT 東西とは独立して実施しているとし、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)は販売代理店が NTT ドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断で NTT 東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店等の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠が十分に得られているわけではない。他方、NTT 東西及び NTT ドコモが代理店を通じて、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を行う場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移

動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(平成4年4月28日。以下「移動体分離の際の公正有効競争条件」という。)(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。

(オ) 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」等を通じた実質的なグループ内の排他的業務が行われていることから、NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルール導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見38)について

NTTコミュニケーションズが提供する「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」については、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものとしており、グループ内の排他的業務として公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、当該サービスに係る特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

また、NTTグループに係る規制の見直しについては、2012年度より現在の競争セーフガード制度に代えて実施する「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」に基づき、引き続きNTT等に係る累次の公正競争要件の遵守状況等を検証することにより、公正競争環境を確保していくことが適当である。ただし、2014年度の包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、当該制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することとする。

(カ) NTTファイナンスによる「おまとめキャッシュバック」はNTTグループ各社の実質的なセット販売であり公正競争を阻害する。NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見40)について

御指摘の事案について、ポイント割引特典は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されており、このような

取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。

しかし、特典の提供方法や料金請求一本化の方法如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(以下「NTTの承継に関する基本方針」という。)(七)(八)(九)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

NTTグループに係る規制の見直しについては、(オ)のとおり。

(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証について

(ア) NTT東西とNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業行為を行っており、NTT再編成時の公正競争要件に抵触しているおそれがあることから、所要の措置を講じるべきとの指摘(意見42)について

御指摘の事案については、NTTコミュニケーションズはNTT東西と独立して営業活動を実施しているとしており、またNTT東西は、NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、仮に当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間の販売業務の受託における当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。

(イ) 活用業務制度は日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)やNTT再編成の本来の目的と齟齬をきたすため直ちに廃止すべきとの指摘(意見43)について

活用業務は総務大臣による認可が必要とされていたが、活用業務自体並びに本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障を及ぼさないための具体的条件が相当程度類型化し業務の適正性を確保する条件について事前に相当程度判断できるようになり、また改正法による公正競争促進のための

措置により NTT 東西による市場支配力の濫用の蓋然性が低下し個別の認可
手続により業務の適正性を精査する必要性が低下することとなった。そのた
め、活用業務として営むことのできる範囲を維持することにより公正競争を確
保しつつ、活用業務の開始に要する期間を短縮することにより NTT 東西が消
費者ニーズに則してサービスを迅速に提供できるようにし、事業者間競争を一
層促進することを目的として当該認可制を届出制とする NTT 法の改正が行わ
れ、事前届出期間や届出内容等について規定した改正同法施行規則とともに、
平成 23 年 11 月より施行された。さらに、同年 11 月に策定した「NTT 東西の活
用業務に係る公正競争ガイドライン」(以下「活用業務ガイドライン」という)
において、届け出られた業務が NTT 法第 2 条第 5 項に規定する範囲内に含まれ
るか否かについての具体的な確認の基準や手順を規定したところであり、活
用業務として行いうる業務については、すでに必要な明確化が図られていると
考える。

また、総務省は届出を受けた際は、可能な限り速やかに、公表可能な事項
とそうでない事項を峻別した上で、届出書に記載された事項を公表することと
している。

なお、届出に係る活用業務が NTT 法第 2 条第 5 項に規定する範囲内で営ま
れることとなるか否かについての指摘や具体的事例の提示を競争事業者等
から受け付けることとしている。

- (ウ) NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、2008 年度の要請以降も NTT 東
西が放送サービスの提供主体であるような誤認を与える広告が引き続きなさ
れていることから、「フレッツ」をサービス名称に使用することの禁止等の追加
的措置を講ずべきとの指摘(意見45)について

NTT 法により NTT 東西が放送事業を営むことは認められておらず、活用業
務ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏ま
えると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを NTT 東西による放送サービスと
誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社である
ことについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが
適切である。

このため、2008 年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運
用状況等について引き続き注視していくこととする。

- (エ) NTT グループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の役員兼任、
在籍出向の禁止に加え、NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止す
べきとの指摘(意見46)について

NTTにおける移動体部門の分離及びNTT再編成の趣旨は、NTTの独占部門と競争部門を分離することにより公正競争環境を確保することであることを踏まえ、当該分離等に係る公正競争要件において、旧NTTと移動体部門との間においては在籍出向の禁止、地域会社と長距離部門においては役員兼任及び在籍出向の禁止を課すこととしたものである。他方、上記会社間におけるその他の人事異動及び持株会社とその他NTTグループ各社の役員等の兼任及び異動については、持株会社がその業務を遂行するため、各グループ会社の経営実態に関する知識を必要とする場合があり得ること等から、一般に禁止することは適当でないとする。

御指摘の事案について、NTT東西は、「NTTの承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。

これについては、「移動体分離の際の公正有効競争条件」(3)及び「NTTの承継に関する基本方針」(一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していくこととする。

(オ) 県域等子会社等においてNTTブランド力が法の趣旨を逸脱して使用されているため、使用を制限すべきとの指摘(意見47)について

隣接市場間における同一ブランドの使用が公正競争環境に与える影響については、一般的に、当該同一ブランドが使用されるケースにおける事業者選択は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した複合的な結果と考えられるため、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしもいえない。よって、ブランド力が公正競争にもたらす影響については、豊富かつ長期的なデータに基づく緻密な分析を行った上で、十分な議論を行うことが必要であり、そのような観点から引き続き注視していくこととする。

また、「NTT東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名については、法制上特段の制約はないものの、NTT東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視していくこととする。

(カ) NTT西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」等については、地域ごとの料金設定に合理的理由があるか、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないか検証すべきとの指摘(意見48)について

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」においては、電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等が掲げられているところである。

累次の活用業務認可に係る運用においても、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料金で提供されていないことを検証するため認可申請に当たって収支の見込み等の提出を求めてきたところである。

よって、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくこととする。

(5) その他

- (ア) NTT コミュニケーションズが、NTT 再編成前に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている事例が存在している。マイライン制度導入の経緯等に照らして不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要であるとの指摘(意見49)について

NTT コミュニケーションズは、アウトバウンド営業については再編後に自社サービスの利用実績がある顧客に対して実施しているとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、同社が、NTT 再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT 再編成後に同社サービスを利用した実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触するおそれがある。このため、同社による営業活動について引き続き注視していくこととする。

- (イ) 競争事業者からNTT 東西へ番号ポータビリティを行う際に、手続きの不備によりユーザへの請求が二重に行われるトラブルが多発しているため、実態を検証する必要があるとの指摘(意見53)について

御指摘の事案について、NTT 東西は、番号ポータビリティを行う場合には、移転先事業者から移転元事業者に対し、利用者が電話サービスを切り替えた旨を伝達することとしている。また、NTT 東西において、同社へ番号ポータビリ

ティを行った利用者の移転元事業者に対し当該切替えを伝達せずに二重請求が発生した事例を確認したことから、社内において注意喚起を行ったほか、再発防止のための措置を講じたとしている。

当該措置が徹底されない場合は、利用者に不利益を与えることとなるため、当該措置の運用について注視していくこととする。

なお、NTT 東西による接続関連情報の取扱いについては、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1 号において目的外利用が禁止されているほか、改正法により導入された機能分離によりその適正性を担保することが求められており、総務省においてその遵守状況を引き続き注視していくこととする。

(ウ) 接続事業者が今後のサービス提供の方向性を検討するために、NTT 東西がアクセス回線における概括的展望を早期に公表し、競争確保に向けた検討を行う必要があるとの指摘(意見55)について

NTT 東西のアクセス回線については、全体的な方向性として加入光ファイバへの移行が進展していくことを前提とした上で、移行の円滑化を図る観点から、関係者が可能な限り早期に当該移行スケジュールを共有することが必要であり、今後、NTT 東西から適時適切に情報提供が行われることが適当である。

また、2020 年代初頭においてもメタル回線が一定程度残るとした場合、NTT 東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当である。

なお、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。